

人事行政の運営等の状況について

江別市職員の給与・定員管理等について

④ 1	総括	p. 1
④ 2	職員の給与の状況	p. 3
④ 3	職員の手当の状況（特別職を除く）	p. 5
④ 4	特別職の報酬等の状況	p. 8
④ 5	職員の任免及び職員数の状況	p. 9
④ 6	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	p. 11
④ 7	職員の分限及び懲戒処分の状況	p. 12
④ 8	職員のサービスの状況	p. 13
④ 9	職員の退職管理の状況	p. 13
④ 10	職員の研修の実施状況	p. 13
④ 11	職員の人事評価の実施状況	p. 14
④ 12	職員の福祉及び利益の保護の状況	p. 14
④ 13	公営企業職員の状況	p. 15
	◆水道・下水道事業会計	
	◆病院事業会計	
④ 14	公平委員会の業務の状況	p. 20

令和6年12月

江 別 市 総 務 部 職 員 課

江別市職員の給与・定員管理等について

江別市は、毎年度、条例※に基づき市の給与等の状況についてお知らせしています。

※ 江別市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年条例第 5 号）

1 総括

（1）人件費の状況

市長、副市長などの特別職の給料や市議会議員の報酬、一般職員の給料・手当のほかに、共済費（民間企業の社会保険料の事業主負担分に相当するもの）を含む費用の合計は、次のとおりです。

住民基本台帳人口 (令和 6 年 1 月 1 日)	歳 出 額 (A)	実質収支	人 件 費 (B)	人件費率 (B/A)	前年度の人件費率
人	千円	千円	千円	%	%
118,686	54,737,246	1,348,455	6,906,171	12.6	13.0

注) 1 令和 5 年度一般会計決算値

注) 2 一般会計とは、市の全ての歳出から ①公営企業会計 ②国民健康保険特別会計 ③介護保険特別会計④後期高齢者医療特別会計 を除いたもの。

（2）職員給与費の状況

人件費のうち、職員に毎月支給される給料に扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの各種手当と民間の賞与にあたる期末・勤勉手当を合わせた職員給与費は、次のとおりです。

職員数 (A)	職 員 給 与 費				1人当たり給与費 (B/A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 (B)	
人	千円	千円	千円	千円	千円
749	2,729,487	631,116	1,091,232	4,451,835	5,944

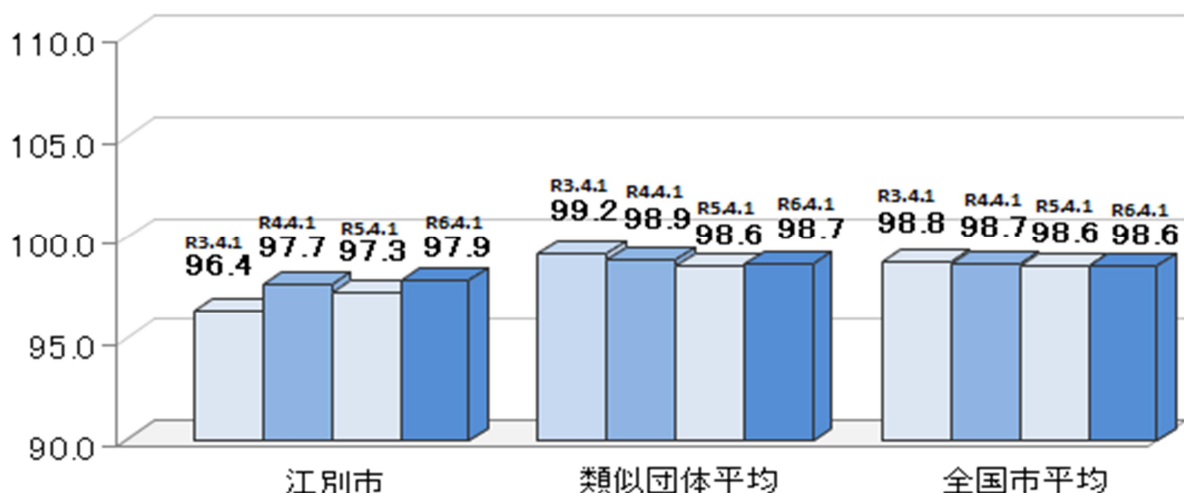
注) 1 令和 5 年度一般会計決算値（一般職）

注) 2 職員数は、令和 5 年 4 月 1 日現在の人数である。

注) 3 退職手当を除く。

注) 4 職員給与費には、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

（3）ラスパイレス指数の状況



- 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 ラスパイレス指数の算出に当たっては、60 歳に達した日後の最初の 4 月 1 日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の 7 割水準に設定される職員を除いている。

（４）給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2 % の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

〔実施 未実施 〕

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給与表の改定実施時期）平成 27 年 4 月 1 日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 1.8% 引下げ。1 級全号俸及び 2 級の初任給に係る号俸は引下げなし。3 級以上の高位号俸は、最大約 4 % 引下げ。

新たな給料月額が平成 27 年 3 月 31 日に受けていた給料月額に達しない職員に対しては、同年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 3 年間に限り、経過措置としてその差額を給料として支給。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）
（支給割合）国基準、江別市ともに 0 %

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成 27 年 4 月 1 日実施）

（５）特記事項

なし

2 職員の給与の状況（令和6年4月1日現在）

（1）平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
江別市（一般行政職）	41 歳 7 月	318,899 円	396,609 円
			353,648 円
国	42 歳 1 月	323,823 円	405,378 円

注）1 「平均給料月額」とは、職種ごとの職員の基本給の平均

注）2 「平均給与月額」の上段は、給料月額に毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したもの（地方公務員給与実態調査結果による）

同下段は、国家公務員と同じベースで比較するために、時間外勤務手当、特殊勤務手当等を除いて再計算したもの

（2）職員の初任給の状況

職種・学歴区分		江別市		国	
		初 任 給	2 年経過日	初 任 給	2 年経過日
一般行政職	大学卒	196,200 円	206,600 円	(総合職大卒) 200,700 円 (一般職大卒) 196,200 円	219,600 円 206,600 円
	高校卒	166,600 円	174,900 円	(一般職高卒) 166,600 円	174,900 円

（3）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

職 種・学 歴 区 分		経験 10 年以上 15 年未満	経験 15 年以上 20 年未満	経験 20 年以上 25 年未満	経験 25 年以上 30 年未満
一般行政職	大学卒	274,150 円	319,960 円	362,742 円	400,943 円
	短大卒	237,550 円	265,600 円	323,500 円	373,800 円
	高校卒	231,000 円	309,300 円	—	346,814 円

注）民間企業等の経歴がある場合は、換算した期間を経験年数に含める。

（4）一般行政職の級別職員数及び給料表の状況

職員の給料は、給料表によって定められています。給料表は、職務の種類に応じて行政職、医療職、現業職に区分され、そのうち、行政職給料表の適用を受ける職員が最も多くなっています。また、それぞれの給料表には、職務の内容と責任度合いに応じた「級」と「号俸」（給料月額）が定められています。

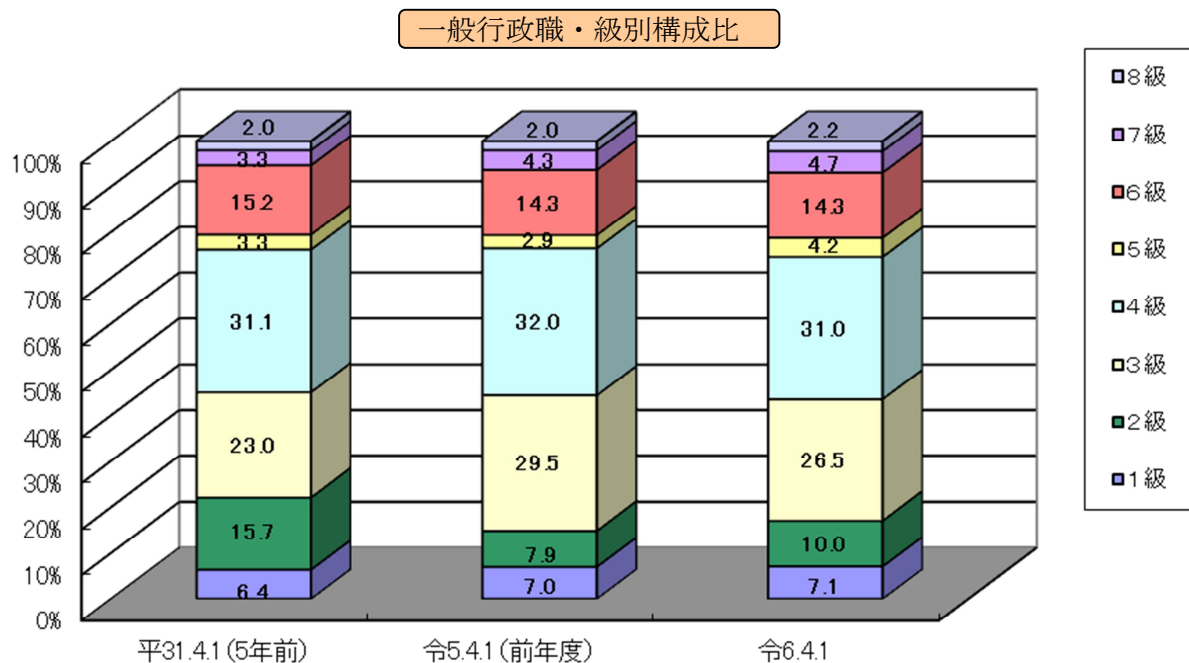
級	標準的な職務内容	職 員 数	構 成 比	1 号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	係員	32 人	7.1%	162,100 円	249,400 円
2 級	係員	45 人	10.0%	208,000 円	305,200 円
3 級	主任	119 人	26.5%	240,900 円	351,000 円
4 級	係長・主査・主任	139 人	31.0%	271,600 円	382,000 円
5 級	主幹	19 人	4.2%	295,400 円	394,000 円
6 級	課長・参事	64 人	14.3%	323,100 円	411,300 円

7 級	次長・室長	21 人	4.7%	365,500 円	446,200 円
8 級	部長	10 人	2.2%	410,300 円	470,000 円

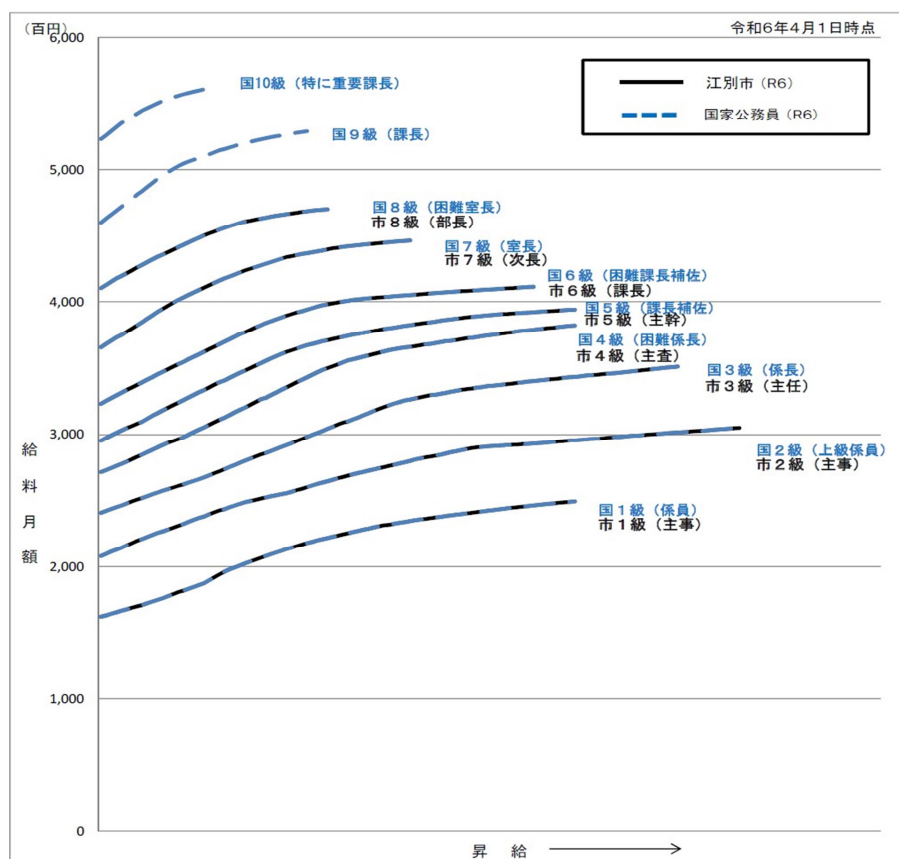
注) 1 江別市職員の給与に関する条例に基づく、給料表の級区分による職員数

注) 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務

注) 3 職員数は、行政職給料表適用者のうち、一般行政職に区分された人数（地方公務員給与実態調査結果による）



(5) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(6) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（江別市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

3 職員の手当の状況（特別職除く）

(1) 期末手当・勤勉手当の状況

区 分		江別市		国	
支 給 月		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
決算額（令和5年度）		603,047 千円	488,186 千円	—	
1人当たり平均支給額（令和5年度）		814,927 円	667,832 円		
支給割合（令和5年度）	6月	1.2月分 (0.675月分)	1.0月分 (0.475月分)	同 左	
	12月	1.25月分 (0.7月分)	1.05月分 (0.5月分)		
	計	2.45月分 (1.375月分)	2.05月分 (0.975月分)		
役職加算措置		5～15%		5～20%	
管理職加算措置		該当ありません。		10～25%	

注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（江別市）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○		○	○
上位、標準の成績率			○		
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）					
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

（２）退職手当の支給割合

退職手当は、江別市が加入している北海道市町村職員退職手当組合から、退職時の給料月額に勤続年数、退職事由に応じて定められている支給割合を乗じて支給されます。

（令和6年4月1日現在）

区 分	江別市		国	
勤続年数	自己都合	早期・定年	自己都合	応募認定・定年
20年	19.6695 月分	24.586875 月分	同 左	
25年	28.0395 月分	33.27075 月分		
35年	39.7575 月分	47.709 月分		
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		
その他の加算措置	なし	定年前早期退職特例 (3～45%の加算)		

（３）地域手当

物価および民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給する手当で、札幌市内で勤務する職員に対し支給しています。

（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		478 千円	
支給対象職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		119,373 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
札幌市	3 %	4 人	3 %

(4) 特殊勤務手当

危険、不健康など特殊な勤務に従事する職員に支給します。(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)	12,541千円
支給対象職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	90,216円
職員全体に占める支給職員の割合 (令和5年度決算)	18.6%
手当の種類(手当数)	17種類
代表的な手当の名称	環境衛生業務手当、防疫業務手当、社会福祉業務手当、用地取得等業務手当 ほか

(5) 時間外勤務手当(休日勤務手当を含む。)

正規の勤務時間を超えて勤務した職員※に支給します。

支給実績(令和5年度決算)	243,704千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	377,251円
支給実績(令和4年度決算)	237,732千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	376,158円

※ 令和5年4月対象人数:646人、令和4年4月対象人数:632人

注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当

(令和6年4月1日現在)

手当の名称	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和5年度決算)	支給対象職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)
扶養手当	配偶者6,500円。 子1人10,000円。15歳から22歳までの子1人につき5,000円加算。 父母等6,500円	同じ	—	85,983千円	235,569円
住居手当	借家などの場合(家賃16,000円を超える職員に限る)は、家賃の額に応じて28,000円を限度に支給。	同じ	—	72,071千円	269,928円
通勤手当	通勤のため交通機関を利用している職員に運賃の額などに応じて55,000円を限度に支給。ただし、自動車等を使用している職員は、通勤距離数に応じて31,600円を限度に支給。	同じ	—	28,966千円	55,278円
管理職手当	管理監督の職にある職員に支給。 ・部長職 :67,740円/月 ・部次長職 :52,128円/月 ・課長職 :43,703円/月	異なる	俸給の特別調整額として支給(51,900円～117,100円)	65,023千円	575,419円

夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時まで勤務する職員に支給。 支給額=勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	労働基準法の規定による	8,544 千円	82,151 円
寒冷地手当	11 月から翌年 3 月まで支給。 ・扶養親族のある世帯主 :23,360 円/月 ・扶養親族のない世帯主 :13,060 円/月 ・その他 :8,800 円/月	同じ	—	61,209 千円	85,966 円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急その他の公務の運営がある場合において、管理職員が週休日等に災害対応等のため、やむを得ず勤務した場合に支給。 ・部長職 週休日等 8,000 円/日 平日 4,000 円/日 ・部次長職 週休日等 6,000 円/日 平日 3,000 円/日 ・課長職 週休日等 4,000 円/日 平日 2,000 円/日	同じ	—	242 千円	4,745 円

4 特別職の報酬等の状況

特別職の給料・報酬は、市内の学識経験者などで構成する特別職報酬等審議会に諮り、市議会の議決を経て条例で定められています。（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額 等
給料	市 長	893,000 円	類似団体における最高／最低額 1,030,000 円／686,000 円 880,000 円／526,400 円 —
	副 市 長	722,000 円	
	教 育 長	618,000 円	
報酬	議 長	456,000 円	760,000 円／450,000 円 670,000 円／390,000 円 620,000 円／370,000 円
	副 議 長	407,000 円	
	議 員	378,000 円	
期末手当	市 長 長	(令和5年度支給割合) 4.5 月分 (6 月:2.2、12 月:2.3)	/
	副 市 長	(令和5年度支給割合) 4.5 月分 (6 月:2.2、12 月:2.3)	
寒冷地手当	市 長	(令和5年度決算) 65,300 円	
	副 市 長	65,300 円	
	教 育 長	65,300 円	

退職手当		(算定方式)	(1期の手当額※)	(支給時期)
	市長	給料月額×在職年数×5.126	18,310 千円	任期ごと
	副市長	給料月額×在職年数×3.234	9,340 千円	任期ごと
	教育長	給料月額×在職年数×2.838	5,262 千円	任期ごと

注) 退職手当は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(市長・副市長：4年＝48月、教育長：3年＝36月)勤めた場合における退職手当の見込額

5 職員の任免及び職員数の状況

(1) 採用試験の受験者数及び合格者数の状況(令和5年度)

① 一般行政職

職種区分	学歴区分	受験者数	最終合格者数	倍率
一般事務職	大学の部	200 人	11 人	18.2 倍
	身体障がい者の部	6 人	1 人	6.0 倍
	社会人の部	148 人	5 人	29.6 倍
消防職	大学の部	18 人	0 人	—
	短大の部	44 人	1 人	44.0 倍
	高校の部	29 人	1 人	29.0 倍
建築技術職	大学の部	2 人	1 人	2.0 倍
	短大の部	0 人	—	—
	高校の部	1 人	0 人	—
	有資格者の部	1 人	1 人	1.0 倍
土木技術職	大学の部	1 人	1 人	1.0 倍
	短大の部	1 人	0 人	—
	高校の部	3 人	0 人	—
	有資格者の部	2 人	1 人	2.0 倍
電気技術職	大学の部	2 人	0 人	—
	短大の部	0 人	—	—
	高校の部	0 人	—	—
	有資格者の部	1 人	1 人	1.0 倍
保育士	資格の部	8 人	1 人	8.0 倍
心理職	資格の部	4 人	1 人	4.0 倍
理学療法士	資格の部	4 人	1 人	4.0 倍
学芸員	資格の部	9 人	1 人	9.0 倍
合 計		484 人	28 人	

※最終合格者のうち、一般事務職(大学の部)1名、一般事務職(社会人の部)2名が辞退

② 医療職 (病院行政職含む)

職種区分	学歴区分	受験者数	最終合格者数	倍率
看護師・助産師	短大・大学	12 人	10 人	1.2 倍

理学療法士	短大・大学	7 人	3 人	2.3 倍
臨床工学技士	短大・大学	2 人	2 人	1.0 倍
公認心理師	短大・大学	2 人	1 人	2.0 倍
行政職	高校	10 人	3 人	3.3 倍
合 計		33 人	19 人	

(2) 職員の採用及び退職の状況

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

職 種	区 分	採用	退職			
			定年	早期	その他	合計
一般行政職		35 人	0 人	6 人	16 人	22 人
技能労務職		0 人	0 人	0 人	2 人	2 人
医療職※		20 人	2 人	0 人	23 人	25 人
合 計		55 人	2 人	6 人	41 人	49 人

※ 医師(12名)は、面接により選考。

(3) 部門別職員数の状況(一般職)

(各年4月1日現在)

部 門 区 分			令和6年度	令和5年度	対前年 増減数	増 減 理 由
一 般 行 政 職 会 計	一 般 政 職	議会	8 人	8 人	0 人	
		総務	136 人	131 人	5 人	新庁舎建設の組織体制強化
		税務	42 人	42 人	0 人	
		民生	153 人	148 人	5 人	子ども家庭部門の組織体制強化
		衛生	63 人	63 人	0 人	
		労働	2 人	2 人	0 人	
		農林水産	16 人	16 人	0 人	
		商工	15 人	15 人	0 人	
		土木	73 人	73 人	0 人	
		計	508 人	498 人	10 人	〈参考〉 人口1万当たり職員数 42.80 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 48.35 人)
	教育		92 人	94 人	-2 人	当市開催の高校総体の対応終了に伴う 組織体制の変更
	消防		132 人	131 人	1 人	育児休業取得者の代替職員配置
	小 計		732 人	723 人	9 人	〈参考〉 人口1万当たり職員数 61.68 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 62.69 人)
公 営 企 業 等	病院		342 人	336 人	6 人	経営改善に向けた組織体制強化
	水道		38 人	38 人	0 人	
	下水道		24 人	25 人	-1 人	総務部門の体制見直し
	その他		26 人	26 人	0 人	
	小 計		430 人	425 人	5 人	

合 計	1,162 人 〔1,293 人〕	1,148 人 〔1,293 人〕	14 人	〈参考〉 人口 1 万当たり職員数 97.91 人
-----	----------------------	----------------------	------	------------------------------

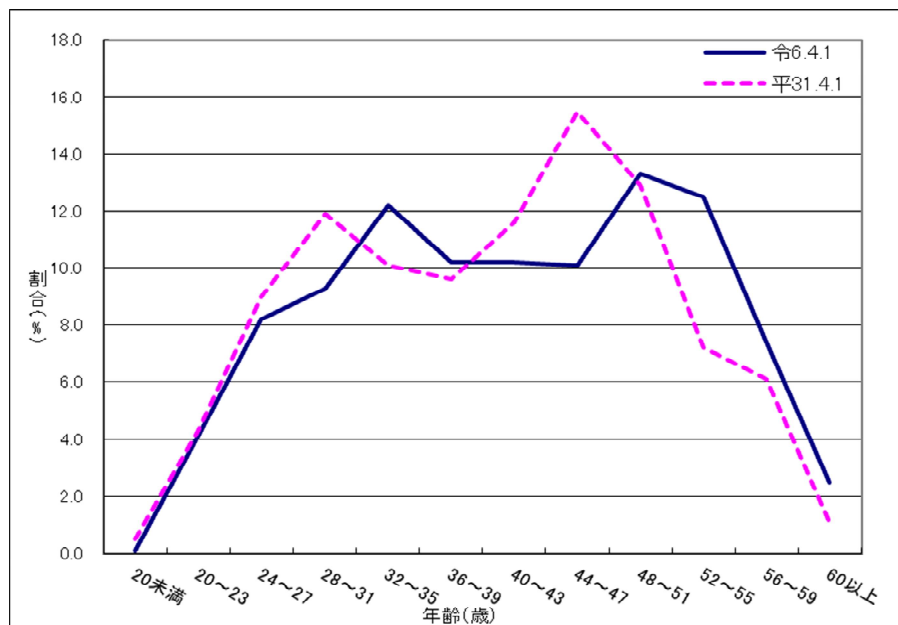
注) 1 職員数は一般職に属する職員数。

注) 2 合計中、〔 〕内は、条例による定数。

注) 3 上記のほかフルタイム会計年度任用職員 令和 6 年：5 名、令和 5 年：20 名

(4) 年齢別職員構成の状況（一般職）

(令和 6 年 4 月 1 日現在)



(単位：人)

	20 未 満	20 ～ 23	24 ～ 27	28 ～ 31	32 ～ 35	36 ～ 39	40 ～ 43	44 ～ 47	48 ～ 51	52 ～ 55	56 ～ 59	60 以 上	合 計
令 6.4.1	1	48	95	108	142	118	119	117	154	145	86	29	1,162
平 31.4.1	6	49	103	136	115	109	132	177	147	82	70	13	1,139

6 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

市職員の勤務時間や休暇などは、条例・規則によって定められています。

(1) 勤務時間等（令和 6 年 4 月 1 日現在）

1 週間当たりの勤務時間は、38 時間 45 分（1 日当たり 7 時間 45 分）、一般的な勤務時間は、8 時 45 分から 17 時 15 分まで（休憩時間 12 時 15 分から 13 時まで）となっています。

1 日の勤務時間	週休日等の状況	備 考（変則勤務の状況）
7 時間 4 5 分	週休日として、土曜・日曜日。休日として、 ①国民の祝日に関する法律に規定する休日、 ②12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（ ①に掲げた日を除く）	消防(1 当務 2 日 4 週 8 休) 病院（特殊日勤者、3 交代 勤務者、救急診療勤務者 4 週 8 休）

(2) 休暇取得状況

職員の休暇には、年次休暇、病気休暇、特別休暇(忌引、結婚、夏季など)などがあります。

(令和5年度)

休 暇 区 分	取得職員数	対象職員に占める 取得割合	取 得 日 数	取得した職員一 人当たりの平均 取得日数
年 次 休 暇	605 人	96.8%	8,976 日	14.8 日
病 気 休 暇	239 人	38.2%	2,385 日	10.0 日
特 別 休 暇 (夏 季 休 暇)	587 人	93.9%	1,757 日	3.0 日

注) 病院、水道、下水道事業会計及び消防本部、消防署を除く。

7 職員の分限及び懲戒処分状況(令和5年度)

(1) 職員の分限処分等

分限処分には、免職(職員の身分をその意に反して失わせること)・休職(職を保有したまま職務に従事させないこと)・降任(上位の職から下位の職に降ること)・降給(下位の級または号俸に格付けを変更すること)の4種類があります。

失職は、法令の規定により当然にその職を失うことです。

処 分 事 由 (具体的事由)	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計	失 職
勤務実績が良くない場合 〈地公法第28条第1項第1号〉						
心身の故障の場合 〈地公法第28条第1項 第2号、同条第2項第1号〉			17 人		17 人	
職に必要な適格性を欠く場合 〈地公法第28条第1項第3号〉						
職制、定数の改廃、予算の減少により廃 職、過員を生じた場合 〈地公法第28条第1項第4号〉						
刑事事件に関し起訴された場合 〈地公法第28条第2項第2号〉						
条例で定める事由による場合 〈地公法第27条第2項〉						
計			17 人		17 人	

注) 上記「心身の故障の場合」の17人は実人数で、発令件数は64件。

(2) 職員の懲戒処分等

懲戒処分には、戒告(職員の将来を戒めること)・減給(一定期間だけ給料の一部の支給を停止すること)・停職(職員の職を保有させたまま職員を職務に従事させないこと)・免職(職員の服務義務違反に対してその身分をその意に反して失わせること)の4種類があります。

訓告等は、懲戒処分には当たりませんが、当該義務違反等を放置しておくことが好ましくない影響を与えると認められるときに行われます。

処 分 事 由 (具体的事由)	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計	訓告等
法令に違反した場合 〈地公法第29条第1項第1号〉						6 人
職務上の義務に違反し又は職務を怠っ た場合 〈地公法第29条第1項第2号〉						
全体の奉仕者たるにふさわしくない非 行のあった場合 〈地公法第29条第1項第3号〉						
計						6 人

8 職員の服務の状況

(1) 営利企業等の従事許可

営利企業等への従事は、次の①～④の項目に該当しないと認められる限りにおいて許可されています。

- ① 職務の遂行に支障を及ぼすおそれのある場合
- ② 職員が就いている職と兼ねようとする地位又は従事しようとする事業若しくは事務との間に特別な利害関係があり、又はその発生のおそれがある場合
- ③ 営利企業等の実質上の経営責任者となる場合
- ④ 職員及び職務の品位を損ねるおそれがある場合

申請区分	許可件数
建築士試験における試験の監理及び運営に係る営利企業等従事許可について	1件（4人分）
住宅・土地統計調査の指導員に係る営利企業等従事許可について	1件（11人分）
外国籍の方への日本語レッスンに係る営利企業等従事許可について	1件（1人分）
市内産品の販売促進に係る営利企業等従事許可について	1件（1人分）

9 職員の退職管理の状況

地方公務員法・条例及び規則に基づき、退職管理の適正化を図るための制度を設けています。

(1) 働きかけの禁止

営利企業等に再就職した本市退職者が、離職後2年間、現職の職員に対して、江別市と再就職先の間の契約や処分に関する事務で、離職前5年間の職務に属するもの及び課長職以上の職に就いていた間の職務に属するものについて、働きかけ（職務上の行為をするように、又はしないように要求、又は依頼すること）を禁止しています。

(2) 再就職情報の届出及び公表

退職管理の適正を確保するための措置として、課長職以上の職であった職員について、離職後2年間、営利企業等に再就職した場合、任命権者への届出を義務化しています。

なお、届出のあった再就職の状況は、市ホームページ上で公表しています。

10 職員の研修の実施状況

(1) 職員研修の実施状況

（令和5年度）

研修区分	科目	参加人数
組織内集合研修	課題発見・問題解決力強化研修、政策形成（基礎）研修、政策法務研修、ハラスメント研修、接遇対応力向上研修 ほか	689人
委託研修	市町村アカデミー、北海道市町村職員研修センター派遣 ほか	97人
派遣研修	生活協同組合コープさっぽろ ほか	5人

11 職員の人事評価の実施状況

(1) 人事評価の実施状況

平成28年度から地方公務員法に基づき、職員がその職務を遂行するに当たり、発揮した能力及び挙げた業績を把握し評価することで、職員の主体的な職務の遂行及びより高い能力を持った人材を育成することを目的に、人事評価制度を実施しています。

また、評価結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用し、組織全体の士気高揚を促すことで、市民サービスの向上を目指しています。

【人事評価の流れ】



12 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 労働安全衛生の取組状況

(令和5年度)

実施状況	内 容	対象者数・回数	参加者数
健康診断	総合、一般健診	875 人	828 人
健康に関する講演等	メンタルヘルスラインケアセミナー ほか	計 3 回	計 101 人
その他の取組み	職場巡視	4 回	

(2) 厚生福利制度

地方公務員法第42条に基づく職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項を実施するため、江別市役所職員福利厚生会（会員数835人）を設置し、福利事業や体育、教養などの余暇活動の支援を行っています。それらの事業は、職員からの会費（令和5年度12,522千円）と市補助金（同3,207千円、単価：4,100円）などにより運営されています。

(3) 育児休業制度（令和5年度）

① 新規取得者数

	男	女	合計
前年度において子が出生した職員数	24 人	9 人	33 人
前年度新規取得者数	14 人	10 人	24 人

② 育児休業の期間別取得者数

取得期間	～6月	6月超～1年	1年超～1年6月	1年6月超～2年	2年超～3年
取得者数	14人	6人	11人	6人	6人
取得者全体に占める割合	32.5%	14.0%	25.5%	14.0%	14.0%

(4) 公務災害（令和5年度）

災害区分	認定件数	前年度認定件数
通勤災害	0件	1件
公務災害	1件	2件
計	1件	3件

13 公営企業職員の状況

■水道・下水道事業会計

(1) 職員給与費の状況

(令和5年度)

総費用 (A)	純損益又は実質収支	職員給与費 (B)	職員給与費率 (B/A)	前年度の 職員給与費率
千円 5,436,380	千円 263,889	千円 393,321	% 7.2	% 7.0

職員数 (A)	職員給与費				1人当たり給与費 (B/A)
	給料	職員手当※	期末・勤勉手当	計(B)	
人 63	千円 242,389	千円 53,100	千円 97,831	千円 393,321	千円 6,244

※ 退職手当を除く。

(2) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当の状況

支給月数等は前掲の一般会計職員と同じです。

区分	水道・下水道事業会計職員		一般会計職員	
支給月	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
令和5年度 決算額	54,401千円	43,430千円	603,047千円	488,186千円
1人当たり 平均支給年額	863,507円	689,365円	814,927円	667,832円

② 退職手当の支給割合

支給割合は、一般会計職員と同じです。

③ 地域手当

物価および民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給します。

(令和6年4月1日現在)

支給実績（令和5年度決算）		103 千円	
支給対象職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		103,050 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
札幌市	3%	1 人	3%

④ 特殊勤務手当

危険、不健康など特殊な勤務に従事する職員に支給します。

(令和6年4月1日現在)

支給実績（令和 5 年度決算）		265 千円
支給対象職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）		44, 210 円
職員全体に占める支給職員の割合（令和 5 年度決算）		9. 4%
手当の種類（手当数）		2 種類
手当の名称	水道下水道業務手当（①浄水場及びその附属施設の設備若しくは機器の維持管理又は薬品の取扱業務に従事した職員。②浄化センター及びその附属施設の設備若しくは機器の維持管理又は汚水若しくは汚泥の処理・検査業務に従事した職員。）	

⑤ 時間外勤務手当

正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給します。

支給実績（令和5年度決算）		16,368 千円	
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		297,600 円	
支給実績（令和4年度決算）		15,717 千円	
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		291,057 円	

※ 令和5年4月対象人数：55 人、令和4年4月対象人数：54 人

1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

⑥ その他の手当

(令和6年4月1日現在)

手当の名称	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給対象職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
扶養手当	※内容等は一般会計職員と同様です。			9,052 千円	244,645 円
住居手当				5,468 千円	321,630 円
通勤手当				5,045 千円	105,100 円
管理職手当				5,478 千円	608,613 円
管理職員特別勤務手当				0 千円	0 円
寒冷地手当				5,789 千円	93,364 円

(3) 特別職の給料の状況

(令和6年4月1日現在)

区 分	給料・報酬月額	期 末 手 当 (令和5年度支給割合)	退職手当
水道事業管理者	618,000 円	4.5 月分(6月:2.2, 12月:2.3)	給料月額×在職年数× 2.618

※ 退職手当は、任期満了後に北海道市町村職員退職手当組合より支払います。

(4) 育児休業制度 (令和5年度)

① 新規取得者数

	男	女	合計
前年度において子が出生した職員数	1 人	0 人	1 人
前年度新規取得者数	1 人	0 人	1 人

② 育児休業の期間別取得者数

取得期間	～6 月	6 月超～ 1 年	1 年超～ 1 年 6 月	1 年 6 月超～ 2 年	2 年超～ 3 年
取得者数	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人
取得者全体に占める割合	100%	0%	0%	0%	0%

(5) 公務災害 (令和5年度)

災 害 区 分	認定件数	前年度認定件数
通勤災害	0 件	0 件
公務災害	0 件	0 件
計	0 件	0 件

■病院事業会計

(1) 職員給与費の状況

(令和5年度)

総 費 用 (A)	純損益又は実質収支	職員給与費 (B)	職員給与費率 (B/A)	前年度の 職員給与費率
千円 6,738,612	千円 △159,873	千円 2,545,047	% 37.8	% 37.8

職員数 (A)	職 員 給 与 費				1人当たり給与費 (B/A)
	給 料	職員手当※	期末勤勉手当	計 (B)	
人 336	千円 1,355,257	千円 636,615	千円 553,175	千円 2,545,047	千円 7,575

※ 令和5年度病院事業会計決算値

※ 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。

※ 退職手当を除く。

※ 職員給与費には、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(2) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当の状況

支給月数等は前掲の一般会計職員と同じです。

区 分	病院事業会計職員		一般会計職員	
支 給 月	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
令和5年度 決算額	311,073 千円	242,102 千円	603,047 千円	488,186 千円
1人当たり 平均支給年額	923,065 円	718,404 円	814,927 円	667,832 円

② 退職手当の支給割合

一般会計職員と同じです。

③ 地域手当

物価および民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給します。なお、支給割合は、一般会計職員と同様です。
(令和6年4月1日現在)

支給実績（令和5年度決算）	0 千円
支給対象職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	0 円

④ 特殊勤務手当

危険、不健康など特殊な勤務に従事する職員に支給します。
(令和6年4月1日現在)

支給実績（令和5年度決算）	305,159 千円
支給対象職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	994,003 円
職員全体に占める支給職員の割合 （令和5年度決算）	91.6%
手当の種類（手当数）	17 種類
代表的な手当の名称	医療業務手当（①正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる看護又は助産の業務に従事した職員。②精神科病棟において患者の看護に従事した看護職員。③放射線業務における、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であった診療放射線技師、看護師、准看護師及び臨床工学技士。外）

⑤ 時間外勤務手当

正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給します。

支給実績（令和5年度決算）	115,977 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	399,921 円
支給実績（令和4年度決算）	123,351 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	429,794 円

※ 令和5年度対象人数：290人、令和4年度対象人数：287人

1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度

の4月1日現在の総職員数（管理職員、教職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

⑥ その他の手当

（令和6年4月1日現在）

手当の名称	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給対象職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)
扶養手当	※内容等は一般会計職員と同様です。			37,273 千円	243,614 円
住居手当				21,656 千円	292,649 円
通勤手当				17,679 千円	84,186 円
管理職手当				58,276 千円	1,295,022 円
管理職特勤手当				26 千円	578 円
夜間勤務手当				29,216 千円	194,773 円
寒冷地手当				26,558 千円	81,969 円
宿日直手当	宿日直を行った職員に1回当たり医師25,000円、薬剤師、放射線技師及び臨床検査技師7,800円を支給。	異なる	医師及び薬剤師の支給金額	7,205 千円	257,321 円

（3）特別職の給料の状況

（令和6年4月1日現在）

区分	給料・報酬月額	期末手当 (令和5年度支給割合)	退職手当
病院事業管理者	1,034,000 円	4.5 月分(6月:2.2, 12月:2.3)	給料月額×在職年数×2.618

※ 退職手当は、任期満了後に北海道市町村職員退職手当組合より支払います。

（4）厚生福利制度

地方公務員法第42条に基づく職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項を実施するため、江別市立病院院友会（会員数375人）を設置し、福利事業や体育、教養などの余暇活動の支援を行っています。事業は、職員による会費（令和5年度8,768千円）と市補助金（同1,822千円、単価4,900円）などにより運営されています。

（5）育児休業制度（令和5年度）

① 新規取得者数

	男	女	合計
前年度において子が出生した職員数	3 人	3 人	6 人
前年度新規取得者数	4 人	5 人	9 人

② 育児休業の期間別取得者数

取得期間	～6月	6月超～1年	1年超～1年6月	1年6月超～2年	2年超～3年
取得者数	5人	3人	4人	1人	1人
取得者全体に占める割合	35.7%	21.4%	28.5%	7.2%	7.2%

(5) 公務災害（令和5年度）

災害区分	認定件数	前年度認定件数
公務災害	3件	5件
通勤災害	0件	1件
計	3件	6件

14 公平委員会の業務の状況

公平委員会は、公平、公正な行政を確保するため、地方公務員法の定めるところにより、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査するなど必要な措置を講ずるために設置された自治体の執行機関（行政委員会）のひとつです。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和5年度は、勤務条件に関する措置について要求がありませんでした。

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況

令和5年度は、不利益処分に係る審査請求がありませんでした。

(3) 苦情相談に関する処理の状況

令和5年度は、苦情相談に関する処理がありませんでした。